

# 「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ 第17回会合（WGIA17）」の結果について

環境省  
国立研究開発法人国立環境研究所

## 1. 趣旨

環境省と国立環境研究所は、アジア地域諸国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下「インベントリ」という。）の精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003（平成15）年度より毎年度、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia（WGIA）」を開催している。

2019（令和元）年度は、シンガポール共和国国家環境庁（NEA）とともに、7月30日（火）～8月2日（金）にシンガポールにおいて第17回会合（WGIA17）を開催し、日本を含むWGIA参加国のうち14カ国や国際機関等の政府関係者、研究者（総計89名）が参加した。

今回の会合では、インベントリの分野別に相互学習等を行うとともに、途上国が提出する隔年更新報告書（BUR）や最新のIPCCガイドライン、昨年のCOP24で採択されたパリ協定における透明性枠組みの実施ルールについての議論等を行い、参加国の報告の「測定・報告・検証（MRV）」、透明性に関わる能力向上支援と、ネットワークの更なる強化を図った。

## 2. 開催概要

- 日程：2019（令和元）年7月30日（火）～8月2日（金）
- 場所：シンガポール コンコルドホテル
- 主催者：日本国環境省（MOEJ）、（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（NIES/GIO）、シンガポール共和国国家環境庁（NEA）
- 参加者：総計89名

### <WGIA参加国>

ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、日本（環境省（MOEJ）、（国研）国立環境研究所（NIES）、（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）、（一財）日本エネルギー経済研究所（IEEJ）等）

### <国際機関等>

気候変動に関する政府間パネル・インベントリタスクフォース（IPCC TFI）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局、国連食糧農業機関（FAO）、アメリカ合衆国環境保護庁（USEPA）、ブータン国家環境委員会、アルジェリア国家廃棄物庁等

## 3. 各議題の結果

### （1）オープニングセッション

MOEJによる挨拶及びNEAによる挨拶、気候変動対策の概要の説明後、MOEJより日

本の気候変動政策とその進捗状況等の概要説明を行った。その後、GIO より WGIA の概要説明を行った。

## (2) インベントリの各分野に関する相互学習

エネルギー分野（タイ - 日本）、分野横断（F ガス類）事項（シンガポール - 中国）、農業分野（カンボジア - フィリピン）で相互学習が実施された。相互学習では、互いのインベントリを詳細に学習し、意見交換を通じて改善を図るべく、参加国のインベントリ担当者同士が、お互いのインベントリやその作成に係る国内体制の整備について、事前にメールで質疑応答を行い、その上で議論に臨んだ。

参加各国とも 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく方法論の部分的な導入に前向きに取り組むなど、各自のインベントリを継続的に改善しており、相手国の方法論に加えデータ収集や品質管理・品質保証を含む国内体制の改善状況を深く学習することで、自国のインベントリの今後の改善への参考とした。今後も多くの学習機会が得られるよう、相互学習の継続的な開催が期待された。

## (3) 非附属書 I 国における国別報告書（NC）、BUR の進捗について

マレーシア、ベトナムから第 2 回 BUR の紹介、ブルネイから第 2 回 NC の紹介が行われ、各国の最新の基礎情報や排出量、緩和策等が報告された。

インベントリ作成能力の改善には NC や BUR 作成の経験を共有することが大切であり、また、活動量データの取得及び国独自の排出係数の開発が依然として課題であることが指摘され、UNFCCC 等による能力構築の重要性について認識が共有された。

## (4) IPCC2019 年方法論報告書について

IPCC/TFI 及び執筆者から IPCC2019 年方法論報告書の概要、及び各分野における変更点等について、紹介された。

最新の科学的知見を反映している IPCC2019 年方法論報告書を 2006 年 IPCC ガイドラインの使用時に一緒に参照する形で早期に適用することが、インベントリの準備や継続的な改善に役立つであろうことが確認された。一方で、IPCC2019 年方法論報告書の実際の使用に向けては、分析を進めることの必要性が指摘された。

## (5) 非附属書 I 国からの F ガスの排出について

GIO からパリ協定の透明性枠組における F ガスの報告に関する規定・モントリオール議定書のキガリ改正の概要、WGIA 参加国の F ガス（HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>）排出量の報告状況、インドネシアからは自国の F ガスの算定・排出状況が報告された。次に、USEPA から附属書 I 国であるアメリカの F ガスの算定体制が紹介され、IPCC/TFI からは F ガスの算定方法の詳細が紹介された。

パリ協定における透明性枠組のためのガイドラインが新しく採択され、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub> の報告が原則として義務となった。2006 年 IPCC ガイドラインにおいて冷凍空調機器の基本的な方法論が提供されており、算定を開始するにあたっては、IPCC2019 年方法論報告書を併せて使用することが有益であることが示された。加えて、キガリ改正の発効に伴い HFCs がモントリオール議定書の規制対象となり、フロン類の専門家との更なる協働が重要であること等が確認された。

## (6) 国家 GHG インベントリのデータとパリ協定における透明性枠組のためのシステムについて

UNFCCC 事務局より、パリ協定における強化された透明性枠組で提出することとなる隔年透明性報告書 (BTR) の一要素である国家インベントリ報告書の必要事項について紹介があった。また、アルジェリアからは、自国の国家 GHG インベントリ等について紹介がなされた。続いて、タイより国内の GHG 排出量データ収集システム (TGEIS) の概要、IEEJ より日本のエネルギーバランス表が紹介された。次に FAO より農業分野における透明性の向上のためのサポート、NIES より衛星観測とインベントリとの比較手法等について紹介された。

新しい報告要件の正しい理解のもと、WGIA の参加者は、国内体制を整えインベントリや BTR を整備する必要があると、準備にあたっては利用可能な情報や能力構築の機会の活用が大切であるとの認識が共有された。また、統計の強化は、インベントリの改善に寄与することが示された。

### 4. 総括

今回の会合では、分野別に実施した相互学習において、相手国の方法論に加えデータ収集や品質管理・品質保証を含む国内体制の改善状況等、実施国のインベントリ改善につながる成果が得られた。

また、全体会合において、活動量データの取得や国独自の排出係数の開発といった課題が依然として残っている中、F ガス排出量算定の原則義務化など、パリ協定において強化される透明性枠組での新しい報告要件にかかる新たな課題が確認された。WGIA 参加者は国内体制を整え、利用可能な情報や能力構築の機会の活用を通じてインベントリや BTR を整備する必要性を認識した。さらに、最新の科学的知見を反映した IPCC2019 年方法論報告書など、各国の今後の活動に有益な情報が提供された。

最後に、WGIA の開催について参加者からその意義について改めて支持する旨が示され、また、温暖化対策の土台であるインベントリの作成・精緻化に大いに貢献しているという認識が共有された。

### 5. 次回会合について

今後、パリ協定における透明性枠組みに対応するために一層の能力向上が必要なことを踏まえて、WGIA 参加国が提出する BUR 及びその国内体制について引き続き相互学習等を進めることや、BUR とそれに含まれるインベントリ等について、各国がより精度を高められるよう WGIA を継続、発展させていく方向性等が確認された。

#### ※1 WGIA 参加国

WGIA 参加国には、今回の会合に参加した 14 カ国に加えてインドが含まれており、次年度より新たにブータンが参加国に加わる予定である。

#### ※2 隔年更新報告書 (BUR) と国際的協議・分析 (ICA)

隔年更新報告書 (BUR) は、国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) に加盟している国のうち、非附属書 I 国が、2年に1回の頻度で UNFCCC の下での締約国会議 (Conference of the Parties: COP)

に提出しなければならない報告書である。国内事情、国家インベントリ、緩和行動、受領している支援、国内 MRV 等についての情報を含める。

提出国は、提出した隔年更新報告書の専門家の行う技術的分析 (TA)、多国間で意見を交換する促進的な意見の共有 (FSV) からなる国際的協議・分析 (ICA) を受けることになっている。

### ※3 国別報告書 (NC)

UNFCCC に加盟しているすべての国が、4 年に 1 回の頻度で提出しなければならない報告書である。非附属書 I 国の場合は、国内事情、国家インベントリ、適応行動、緩和行動、受領している支援等についての情報を含める。

### ※4 透明性枠組み

パリ協定第 13 条によって設立された枠組み。この枠組みの下、パリ協定締約国は原則 2 年に 1 回の頻度で隔年透明性報告書 (BTR) の作成が求められることになった。BTR に含める情報として、インベントリ、NDC の進捗・達成状況、気候変動による影響及び適応、提供・受領した資金・技術移転・能力向上が挙げられている。提出した BTR は、技術的専門家審査及び促進的多国間検討を受けることになる。なお、BTR の提出をもって BUR の提出は不要となる。

### ※5 自国が決定する貢献 (NDC)

パリ協定第 4 条に基づく自国が決定する GHG 削減目標と、目標達成の為の緩和努力のことである。